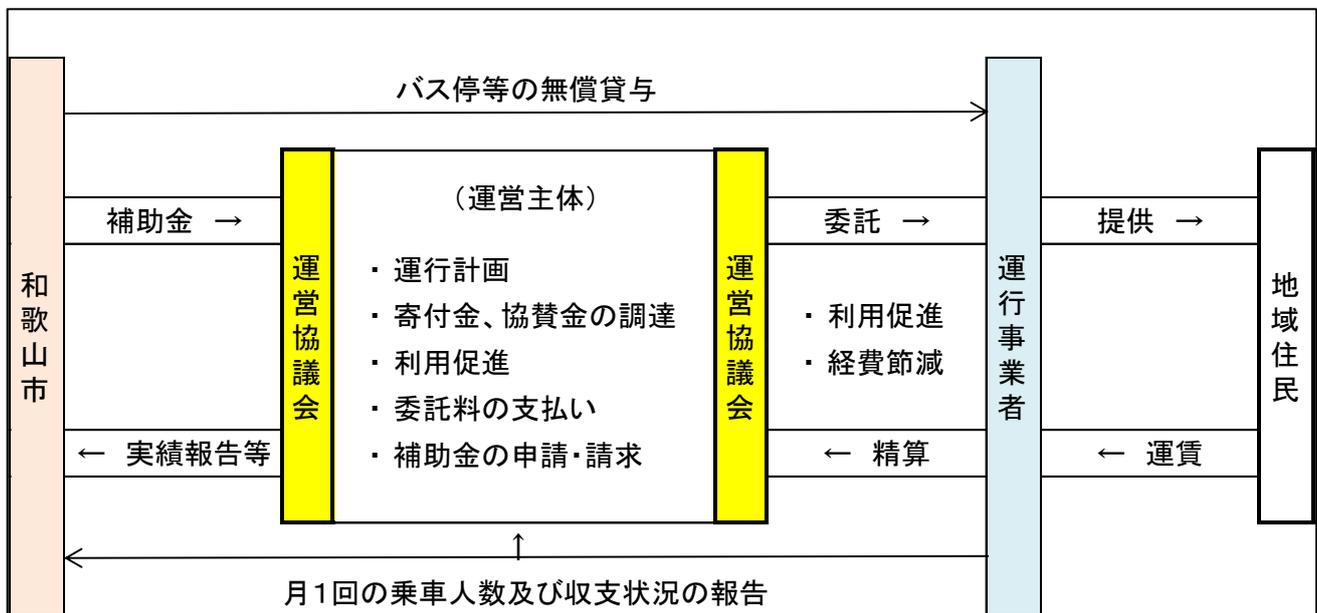


和歌山市地域バス川永・紀伊線運行について

1 実施の経緯と目的

令和4年度及び令和5年度、公共交通不便地域である川永・紀伊地区において、地域住民の移動手段を確保し、外出機会を創出するとともに、既存の鉄道やバス路線、商業施設等に接続することで、地域公共交通や経済の活性化を図ることを目的として地域バスの実証運行を行いました。令和4年度の実証運行でも多くの利用がありましたが、大型商業施設の閉店や新たな大型商業施設の開店など、周辺状況が大きく変わったため、令和5年度においても再度の実証を行い、需要や課題などを調査し、実証運行の結果、紀三井寺団地線と同水準の利用がありました。また、地域住民の方々も熱意を持って主体的に地域バスの運行に向けて取り組んでいただいております、令和6年11月から本格運行への移行を目指しています。

2 和歌山市と運営協議会、運行事業者の関係性



3 経路の考え方と地区の状況

公共交通不便地域内において、公共施設、商業施設、病院等がある場合はこれらを経由し、鉄道駅等に接続することとしています。

- ・ 令和4年度、令和5年度に地域バスの実証運行を実施
- ・ 主な経由地及び目的地
カインズ・mandai 店、JR紀伊駅

4 運行形態

道路運送法第4条の規定による路線定期運行

5 運行計画

別紙のとおり

令和4・5年度実証運行結果 ▼

| 年度 (期間) | 乗車人数 (人) | 1便当たり 乗車人数 (人) | 運行日数 (日) |
|-------------------|-------------|----------------------|-------------|
| 令和4年度 (11月～2月) | 2,612 | 1.9 | 113 |
| 令和5年度 (12月～2月) | 1,741 | 1.7 | 85 |

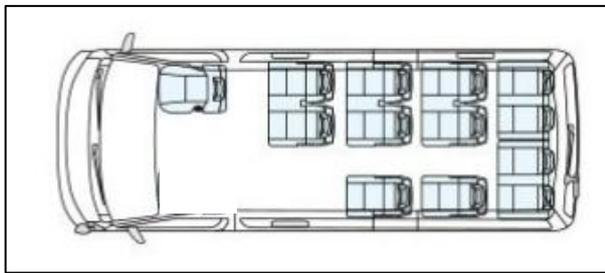
6 移動円滑化基準の適用除外申請について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律では、原則として車両の新規導入の際には移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造に関する基準（以下「移動円滑化基準」という。）を定める省令に適合した車両（車いす対応等）の導入を義務付けています。

しかし、地形上の理由等により、車両総重量が5 t以下であって乗車定員が23人以下の車両については、地域公共交通会議の協議を調べ、地方運輸局に申請して認定を受けることで移動円滑化基準の一部が適用除外となります。

和歌山市地域バス川永・紀伊線で使用する車両については、次の理由により、移動円滑化基準の適用除外申請を行います。

導入する車両のイメージ



地域バス川永・紀伊線
乗客定員12名

別紙1 移動円滑化基準適用除外の認定申請一覧表

| 条 項 認定要領 | 移動円滑化基準 | | | | | | | | | |
|-----------------------------|----------------|---------------|------------------|-------------|-------------|--------------|------------|-----------------|-----------------|--------------|
| | 第37条(乗降口) | | | 第38条(床面) | | 第39条 | 第40条(通路) | | 第41条 | 第42条 |
| | 第1項 (踏み段の色) | 第2項第1号 (幅) | 第2項第2号 (スロープ) | 第1項 (高さ) | 第2項 (材質) | (車いす ベース) | 第1項 (幅) | 第2項 (手すりの間隔) | (運行情報提 供設備等) | (意志疎通設 備) |
| 第3(1) 地形上の理由 | × | ● | ● | ◎ | × | ● | ● | × | × | × |
| 第3(2) 高速バス等 | × | ◎ | ◎ | ◎ | × | ◎ | ◎ | ◎ | × | × |
| 第3(3) 幅2.1m以下、 定員23人以上 | × | ● | ● | ◎ | × | ● | ● | × | × | × |
| 第3(4) 車両総重量5t以下、 定員23人以下 | × | ◎ | ◎ | ◎ | × | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | × |
| 第3(5) 中古車 | × | ◎ | ◎ | ◎ | × | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | × |
| 第3(6) 特別の事由 | × | | | | × | | | | × | × |

※ ×は、基準適用除外を認めない項目
◎は、基準適用除外を認める項目
●は、合理的な理由があれば適用除外を認める項目
空欄は、本細部取扱い1(2)により個別案件として調整が必要な項目

(近畿運輸局 移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領の細部取扱いについてより抜粋)

適用除外項目

第37条第2項第2号（乗降口のスロープ）

第39条（車いすスペース）

第40条第1項（通路の有効幅）

第40条第2項（通路の手すりの間隔）

第41条（運行情報提供設備等）

基準の適用除外の申請理由

和歌山市地域バス川永・紀伊線は、公共交通が不便な地域で、令和4年度、令和5年度に実証運行を実施しました。地域内には道路幅員が狭い箇所があるため、他の自動車とのすれ違いや歩行者がいる際の安全確保の観点からワンボックスタイプの車両での運行が必要となります。

また、停留所は1系統のみの停留所であり、車体側面に地域バスである旨掲示することから車外用放送装置なしでも行先や系統の情報が利用者へ提供可能と考えます。

なお、地域バス川永・紀伊線の使用車両は乗降口に手すりと電動ステップを設置しており、単独による乗降が困難な利用者に対しては、運行に著しい支障がない範囲で運転手が介助することで、高齢者や障害のある方に可能な限り配慮します。

- 1 バス停「南永穂」では、バス停付近の道路幅が4.5m未満で、乗降客も多く、同地区に進入するルートが当該ルートしかないため、上記の車両規模でなければ難しい。
- 2 運行ルートとしている川永団地及び鴨居川団地内では、普段から駐停車されている区間が多く、また交差点が多いことから、上記の車両規模でなければ難しい。
- 3 バス停である「JR紀伊駅」では、バス運行事業者が借り上げている駅前広場に乗り入れる計画であるが、日常的に送迎車が多く停車しており、安全な乗り入れを行うには、上記の車両規模でなければ難しい。

7 乗合事業申請に係る審査の特例

乗合事業においては、一定の事業に関し、地域公共交通会議での協議が調った場合、審査が弾力化される事項があります。

和歌山市地域バス川永・紀伊線については、本会議にて協議を調えたうえで、「路線の新設における標準処理期間の短縮」の特例を受ける予定です。

8 スケジュール

令和6年8月26日

地域公共交通会議

令和6年8月26日～

道路運送法第4条に係る諸申請

令和6年11月1日～

運行開始